

イラク特措法に基づくイラクへの自衛隊派遣に反対する意見書

政府は、戦争の大義に関する疑問を残したまま「イラク特措法」を制定し、イラクに自衛隊を派遣することを、閣議決定をしました。

国民の多くが反対をしている中、「人道・復興支援活動」の名のもとに憲法9条を揺るがす自衛隊派遣をすることに反対を致します。

米英軍によるイラクへの武力行使と占領支配を行使したことで、かつてのベトナムのように泥沼化してきているのです。そして、国際赤十字社や国連などがテロの標的になり、多大な犠牲が続出しています。

11月29日にはイラクで職務を遂行していた日本の外交官二人が、殺害をされると言う大変痛ましい事態に至ったのであります。

すでに、国連開発計画・世界食糧計画・世界保健機関・国連児童基金・赤十字国際委員会などが救援活動を開始し日本を含む80数カ国のNGOも活動しています。人道支援を言うのであれば国連の枠組みでの支援協力こそ必要ではないのでしょうか。

今、日本外交に求められているのは日米同盟の信頼関係によりブッシュ政権を国際協調路線に引き戻すことです。日本は、「イラク特措法」に基づく支援体制を抜本的に見直し新たな国連安保理決議の採択などを通じた国連主体の人道・復興支援をすすめるとともに、イラク国民による速やかな政権樹立を目指すべきです。

よって、政府は「イラク特措法」に基づくイラクへの自衛隊派遣を中止するべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月24日

三重県三重郡菰野町議会